

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です

《2025. 7月号》



当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード(問い合わせ先右端の【】内)を押してください。

発行：〒010-0065 秋田市茨島1-12-16
ハローワーク秋田（電話018-864-4111）

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら！



令和7年度 雇用保険各種手続きの 電子申請勉強会を開催します！



事前予約が必要です。※参加無料

開催時間：14：00～16：00（実施内容で1～2時間となります）
開催場所：ハローワーク秋田 2階会議室 20社程度
zoom参加：30社程度（秋田県内、どこからでも参加可能！）

実施済

~~6月16日(月)~~ e-GovとIDの取得方法を知る・資格取得届・資格喪失届(離職票無)の申請

7月25日(金) 高年齢雇用継続給付／育児休業等給付の申請（2回目以降）

8月19日(火) 離職証明書の作成と保存・申請（高・育の証明書の書き方も補足説明）

10月17日(金) 育児休業等給付の申請（Ⅰ）～制度説明・e-Govの申請帳票の選択について
育児休業等給付の申請（Ⅱ）～申請書の入力について

1月23日(金) 離職証明書の作成と保存・申請（高・育の証明書の書き方も補足説明）

2月20日(金) 高年齢雇用継続給付／育児休業等給付の申請（2回目以降）

雇用保険 電子申請勉強会申込方法

メール（hw05010tekiyou@mhlw.go.jp）又は雇用保険適用課に備え付けの申込書（HP掲載）にて申し込んでください。

※メールで申し込む場合は、

- ①事業所名
- ②事業所番号
- ③メールアドレス
- ④ご担当者様氏名
- ⑤連絡先（電話番号）

ベタ打ちで送信してください。

※参加を希望される場合は、開催日の5日前までにお申込みください。

※開催日の3日前までにハローワーク秋田からメールにてご案内いたします。

◆様々な小さな疑問を、電子申請アドバイザーと共に解決していきましょう！◆

- 電子申請を始めたいけど、何から始めたらいいかわからない、○雇用保険事務を担当することになったけど、知識がなくて不安でいっぱい、○手続きをしようと思ったけど、申請書が多すぎてどれを選択したらいい？
- 入力するときに、どんなところを気をつけた方がいい？○申請してみたけど、不備があったらどうなる？

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 雇用保険適用課【21#】

秋田県の奨励金

キャリアアップ助成金を活用されている事業主のみなさまへ

秋田県女性の正規雇用 促進奨励金

（キャリアアップ助成金の上乗せ支給）

県では、女性の安定雇用の促進に向けて、厚生労働省（労働局）のキャリアアップ助成金の一部コースの支給決定を受けた事業主に対し、奨励金を支給します。

※対象となる女性は、令和6年4月1日時点の満年齢が **55歳未満の女性の方**をいいます。

対象となる事業主は？

- ☒ **秋田県内**に事業所を有する事業主であること
- ☒ **令和6年4月1日以降に、秋田県内に住所がある55歳未満の女性**を正規雇用労働者等へ転換等していること
- ☒ 上記の転換等に係る **キャリアアップ助成金（正社員化コースまたは障害者正社員化コース）**の支給決定を受けていること 等



1人あたりの支給額は？

有期⇒正規	無期⇒正規
10万円	5万円

申請受付期間

令和7年4月1日～令和8年3月19日

申請方法

秋田県公式HP美の国あきた（コンテンツ番号87053）から申請様式をダウンロードして、必要書類と共に提出してください。※郵送、持参のほか、電子申請も可能です！
詳細については、交付要綱や要領、Q&Aをご確認ください。

〔申請・お問い合わせ先〕

秋田県 産業労働部雇用労働政策課 ☎018-860-2334
〒010-8572 秋田市山王3-1-1 秋田県第二庁舎3階

秋田市アンダー40 正社員化促進事業

40歳未満の非正規雇用者を
正社員転換する企業へ助成

秋田市では、市内の事業所に勤務する40歳未満の非正規雇用者の正社員化を推進するため、正規雇用転換した事業主に対して、1年間の雇用継続を確認の上、3年間補助金を交付します。

企業への
助成額1人につき年**20万円**を**3年間**

※正規雇用転換後60日以内に申請。1社あたり的人数制限はありません

【事業の目的】

人口減少対策として、若い世代が結婚し、子どもを生み育てていくためには、安定した雇用と一定の所得が必要であることから、非正規雇用の正社員化を促進して、若年者の地元定着を目指すものです。

【対象となる事業主】

次のいずれにも該当すること。

- (1) 市内に事業所を有する法人であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 正規雇用者を労働保険および社会保険の被保険者としてしていること。
- (4) 正規雇用転換を行った事業所において、当該正規雇用転換を行った日の前日から起算して6か月前の日までの間に、事業主都合により正規雇用者を解雇したことがないこと。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- a 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業や性風俗関連特殊営業接客業務受託営業を行っている。
- イ 暴力団・暴力団員と密接な関係を有する法人
- ウ 国、地方公共団体、独立行政法人および特定地方独立行政法人
- エ その他市長が適当でないと認めたもの

本事業での「正規雇用」には以下を含みます。

- ・勤務地限定正社員・職務限定正社員
- ・短時間正社員（所定労働時間週30時間以上）

本事業での「非正規雇用」は以下のとおりです。

- ・有期契約労働者
- ・正社員以外の無期雇用労働者
- ・派遣労働者

【対象となる労働者】

次のいずれにも該当すること。

- (1) 正規雇用転換により正規雇用者となった日において40歳未満であること。
- (2) 正規雇用転換により正規雇用者となった日において市内に住所を有しており、継続して市内に居住していること。
- (3) 対象事業主に6か月以上非正規雇用者（派遣労働者を含む）として雇用された後に正規雇用転換されたこと。
- (4) 正規雇用者となることを約して雇用された者でないこと。

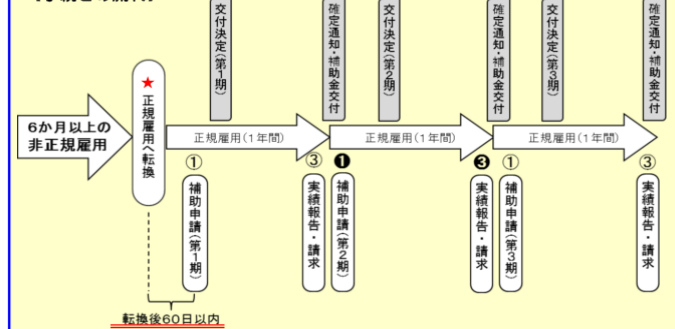
秋田市産業振興部企業立地雇用課（3階 窓口3-7）

〒010-8560 秋田山王一丁目1-1 Eメール ro-inbl@city.akita.lg.jp
電話 018-888-5734 FAX 018-888-5732

R7.4 発行



【手続きの流れ】



申請書類（第1期用）

秋田市アンダー40 検索

- (1) 補助申請書（様式第1号）
- (2) 対象労働者一覧表（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 対象労働者を正規雇用者として雇用した日前6か月の当該対象労働者の賃金台帳の写し（給与等の状況が一覧となっているもの）
- (5) 正規雇用転換したときの雇用契約書の写し
- (6) 非正規雇用していた直近6か月分の雇用契約書又は雇入通知書の写し（派遣労働者であった場合は、労働者派遣契約書と派遣先管理台帳の写し）
- (7) 就業規則等
- (8) 秋田公共職業安定所長宛の証明書交付申請書（参考様式）と委任状
- (9) 対象事業主の納税証明書（市税に未納がない証明書）
- (10) 対象労働者が属する事業所の所在地証明書、登記事項証明書、定款の写しのいずれか

こちらの補助制度もご活用ください！

◆秋田市でして環境整備補助金

・女性が働きやすい職場づくりや、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対し、施設整備の費用の一部を補助します。

◆秋田市資格取得助成事業補助金

・就職や正規雇用転換、キャリアアップ等に役立つ資格を取得したかたへ費用の一部を補助します。企業が負担する正規雇用者の建設運輸関連資格や技能検定の取得費用も対象とします。

◆秋田市商工業振興条例雇用促進助成金

・企業が一定規模以上の工場等を新増設して新規雇用を行った場合、雇用促進助成金として正規雇用者1人につき50万円、非正規雇用者1人につき10万円、非正規雇用から正規雇用への転換者1人につき25万円を交付します。

提出期限が迫っています！

令和7年高年齢者・障害者雇用状況等報告の提出について

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項」、「障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項」において、事業主は、毎年6月1日現在の高年齢者・障害者の雇用状況等を、管轄の公共職業安定所を経由して厚生労働大臣に報告することが法律で義務付けられています。

報告は、デジタル庁e-Gov電子申請システムを使用する電子申請による方法のほか、郵送または来所により提出できます。

電子申請の方法、報告書、記入要領等へアクセスできます

対象事業所には既にオレンジ色の封筒で報告書が郵送されています。

報告期限は**7月15日（火）**となっています。

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 企画部門【32#】



「お忘れなく 労働保険の年度更新手続は

6月2日（月）から7月10日（木）までに！

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上、精算することになっています。

令和7年度の申告・納付期間は、**6月2日（月）から7月10日（木）**までです。お早めに手続をお願いします。

◆お問い合わせ先

秋田労働局労働保険徴収室 Tel 018-883-4267

秋田労働基準監督署 Tel 018-801-0823

『ミニ会社説明会』に参加してみませんか

ハローワーク秋田では、求人事業所と求職活動中の方の相互理解を促進する機会として、『ミニ会社説明会』を定期的に開催しています。

【開催日】原則、火曜日・木曜日

【時 間】会社PRタイム→ 9時30分～10時00分

※1社あたり5～10分程度の会社説明をセミナー形式で行っていただきます。

個 別 面 談→ 10時00分～11時00分

※面談を希望される方と個別ブースでの面談を行っていただきます。

【参加事業所数】1回4社まで（1社1回まで/月）

【参加申込】

申込時期→開催月の前月1日から15日まで

申込方法→Eメール（hw05010syoudo2@mhlw.go.jp）又は電話

※Eメールでお申し込みの際は、参加申込書を添付してください。

参加申込書は、秋田労働局ホームページ内・ハローワーク秋田のページから様式（Excel版）のダウンロードが可能です。

従業員確保今がチャンス

求職者が
増えました。

ハローワーク秋田 紹介第二部門 【41#】



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和7年5月)



概況(全数)

○有効求人倍率は、1.21倍と前年同月比で0.03ポイント低下。

1 求人の動向

○新規求人数は、2,629人と前年同月比で0.8%増加。

・宿泊業、飲食サービス業、運輸業・郵便業、製造業等は増加
・情報通信業、金融業、保険業、医療・福祉、建設業等は減少。

○有効求人数は、7,969人と前年同月比で0.3%増加。

2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,559人と前年同月比で6.1%増加。

・フルタイム求職者が10.6%増加、パート求職者は12.3%増加。
・事業主都合離職者(常用)が4か月ぶりに増加。

○有効求職者数は、6,581人と前年同月比で3.1%増加。

・雇用保険受給者実人員が5か月ぶりに減少。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率 (%)	増減数 (人)
D建設業	213	▲ 4.1	▲ 9
E製造業	173	10.9	17
G情報通信業	25	▲ 46.8	▲ 22
H運輸業、郵便業	107	15.1	14
I卸売業、小売業	437	▲ 6.0	▲ 28
J金融業、保険業	22	▲ 24.1	▲ 7
M宿泊業、飲食サービス業	347	72.6	146
P医療、福祉	501	▲ 8.7	▲ 48
Rサービス業(他に分類されないもの)	500	4.8	23
S・T 公務、その他	54	▲ 34.1	▲ 28
全産業合計	2,629	0.8	21

【新規求職者の態様別状況(常用)】

項目	区分	態様別計	在職者	離職者	うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他	無業者
新規求職者数(常用)		1,530	467	911	317	528	12	152
前年同月比	増減率(%)	5.3	1.5	7.7	15.7	4.3	▲ 33.3	3.4
	増減数(件数)	77	7	65	43	22	▲ 6	5

■有効求人倍率(全数)の推移

